③　抗菌活性　本品１ｇ（0.5～1.4ｇ）を量り、Micrococcus luteus ATCC 9341及びEscherichia coli ATCC 27166について抗菌活性試験法により試験を行うとき、抗菌活性を示してはならない。 強熱残分　5.0％以下（１ｇ） 酵素力試験　ペプチドグリカン分解力試験法により試験を行う。 (ｲ)　製造の方法の基準 Trichoderma reeseiに属する菌株を宿主としたムラミダーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後ろ過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。 (ｳ)　保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。 (ｴ)　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。 イ　製剤（その１） (ｱ)　成分規格 本品は、ムラミダーゼ製造用原体に、必要に応じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を混和した小片、粉末又は粒子である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示ペプチドグリカン分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　ペプチドグリカン分解力試験法により試験を行う。 (ｲ)　保存の方法の基準 ムラミダーゼ製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ｳ)　表示の基準 ムラミダーゼ製造用原体の表示の基準を準用する。 ウ　製剤（その２） (ｱ)　成分規格 本品は、ムラミダーゼ製造用原体にソルビトールを混和した水溶性液状物である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示ペプチドグリカン分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　ペプチドグリカン分解力試験法により試験を行う。 (ｲ)　保存の方法の基準 ムラミダーゼ製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ｳ)　表示の基準 ムラミダーゼ製造用原体の表示の基準を準用する。	
(141)～(160)　（略）	(140)～(159)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。